

社会保障・税一体改革分科会における議論経過の概要について

平成23年12月15日

内閣府提出資料

社会保障・税一体改革分科会については、平成23年6月13日に開催された国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）第1回会合において、「社会保障・税一体改革について、分科会を活用し、話し合いを継続していくこと。」で協議が調ったことを受けて、同年8月12日に開催された協議の場第1回臨時会合において開催を決定し、運営規則を定めたところである。

その後、同年11月17日に第1回会合、同年12月8日に第2回会合、同月12日に第3回会合を開催したところ、その議論経過の概要については、下記のとおりである。

記

1. 第1回会合においては、総務省から社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果について報告を受け、それを踏まえ、国側及び地方側から意見表明がなされた。
2. 第2回会合においては、厚生労働省から上記総務省調査による社会保障関係の地方単独事業の分析等について説明を受け、続いて地方側から厚生労働省による当該分析の課題について説明を受け、それらを踏まえ、国側及び地方側から意見表明がなされた。
3. 第3回会合においては、内閣官房、総務省、財務省及び厚生労働省の関係4府省で取りまとめられた地方単独事業の総合的な整理についての論点（資料2-2）について説明を受け、続いて地方側から社会保障・税一体改革の方向性（資料2-3）について説明を受け、それらを踏まえ、国側及び地方側から意見表明がなされた。

地方単独事業の総合的な整理についての論点

平成 23 年 12 月 12 日

内 閣 官 房

総 務 省

財 務 省

厚 生 労 働 省

- 本年 6 月に策定された「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）においては、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する」とこととされている。
- 地方単独事業の総合的な整理は、消費税収の地方への配分については国民負担につながるものであることを踏まえ、国民負担の議論に耐え得るデータに基づいて、客観的かつ透明性の高い整理を行うべきである。もとより、地方単独事業の必要性については、それぞれの地域の判断が尊重されるべきであることは言うまでもない。
- このような状況のもと、総務省が 11 月 10 日に公表した「地方単独事業に関する調査結果」において「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」に該当するものとして報告があった事業は 5.1 兆円程度であった。一方、厚生労働省の分析によると、「医療」、「介護」、「子ども・子育て」に該当する事業は、総額で 3.8 兆円程度であった。
- 今後、地方との協議を踏まえて策定された「成案」に沿って、以下の整理が必要である。
 - ① 「社会保障四分野」（「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」）に該当するかどうか
 - 国・地方ともにあくまでも「成案」における「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」は限定的に解すべき（この場合、例えば医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介護では、介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり、介護以外の高齢者福祉などは対象外）という見解

がある一方、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきものは、「四分野」の範囲内と整理すべき（この場合、例えば、医療では、予防接種・がん検診など、介護では、養護老人ホーム・介護予防など、少子化では、幼児教育などが対象）との見解がある。なお、先の「調査結果」については、従来の地方単独事業の推計とは、各項目の区分やシェアなどに差異が見られる。

② 「給付」に該当するかどうか

保健師、保育士、児童福祉司等が提供する社会保障サービスは住民に対する現物サービスそのものであることから、これらのサービス提供に直接従事する職員等の人件費は「官の肥大化」には該当するものではなく、また、受益が国民に帰属するものは「社会保障給付」と整理すべきという見解がある一方、国が制度として行っている社会保障については、人件費などの事務費や管理費は「社会保障給付費」に含んでおらず、「成案」にある「全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」との観点から事務費や人件費などが含まれていないか、受益が直接個人に帰属しているか精査が必要との見解がある。

③ 「制度として確立された」ものであるかどうか

法令上の規定があるかどうかだけではなく、納税者の立場に立って、必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確立された」と整理すべきではないかとの見解がある一方、極力客観的な基準を用いて整理すべきであり、法令上の義務規定の有無もそうした基準の候補の一つであるとする見解、全国的に実施されているかどうか、地域偏在があるかどうかも重要な基準との見解がある。

○ これらの諸点について具体的にどのように整理していくか、なお議論を要することから、地方との協議を行いつつ、政府部内でさらに詰めていく必要がある。

○ 社会保障は、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革の実現に向けて、国・地方双方が協力しながら推進していく必要がある。

(以上)

社会保障・税一体改革の方向性について

平成 23 年 12 月 12 日
地 方 六 団 体

これまで、地方六団体は、社会保障の全体像及び費用推計の総合的な整理にあたり、住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独事業は税収配分の基礎に含めるべきと主張してきた（別添資料参照）。

過去 2 回の分科会での議論を経て、国制度を補完する地方単独事業の役割の重要性については、一定程度理解が得られたものと考えている。

しかしながら、国と地方で考え方が一致していない論点も数多く残されており、これらのうち特に次の 2 点については、地方六団体として再度強く主張するものである。

1. 地方単独事業と安定財源

- 国民にご負担をお願いする以上、公が身を切る覚悟が必要なのは当然であり、事実、地方は懸命の行革努力を行い、地域住民と真摯に向き合うことで、これまで大きな行革効果を出してきた。
- 地方単独事業は、そのような厳しい選択と集中の中にあっても、住民のニーズから不可欠である事業として実施しているものである。このような地方単独事業の実情も踏まえ、「成案」においては、「地方単独事業に関して必要な安定財源を確保」とされている。
- 乳幼児医療費助成、国民健康保険の一般会計繰入れなどについては、多くの自治体が切迫した住民ニーズに対応して実施しているものであるが、本来、国として制度化を図るべきものである。
- 今回の「社会保障・税一体改革」では、形式的基準によることなく、住民の視点に立って、合理的なニーズが認められる地方単独事業は、安定財源を確保する対象とするべきものであり、今回の引上げ分の消費税収（国・地方）の配分の基礎から除外する議論は到底受け入れられない。

2. マンパワーに基づく社会保障サービス

- 保育士、保健師、児童福祉司等の勤務実態を考えれば、これらの職員が提供する社会保障サービスは「現物給付」そのものである。
保育士のいない保育サービスなどは想定することができないように、一体的な社会保障サービスには、職員のマンパワーは欠かすことができ

ない。

- これらサービス提供に直接従事する職員等の「マンパワー」は、まさに直接的な「給付」であり、こうした費用の性質を吟味することなく、「公務員人件費＝官の肥大化」として一律に税収配分の基礎から除くかのような議論は、むしろ住民から見てもその理解を得られるものではない。

社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が協力して推進すべき改革である。

我々地方としても、住民に対する社会保障サービスの充実、向上に向け全力で取り組む所存である。

地方単独事業の整理にあたって

平成 23 年 11 月 17 日

地 方 六 団 体

社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が協力して推進すべき改革である。

この改革を、国と地方が一体となって着実に推進していくためには、社会保障における地方が果たしている役割について、国と地方の真摯な協議により、認識を共有しておく必要がある。

今後、地方単独事業を含めた社会保障の全体像及び費用推計の総合的な整理を行うにあたり、以下の点を十分考慮することを求める。

1. 現物サービスの提供を担う地方自治体の役割を踏まえ、住民の視点に立って、現実に合理的なニーズがあるか否かに基づいて協議を行うこと。
その際、国制度との関連度合いや、統計上の形式的な整理ではなく、社会保障サービスを総合的に判断すること。
2. 具体的には、次のような住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独事業については、税収配分の基礎に含めること。
 - 地方が担う住民に対する現物サービスそのものである保健師、保育士、児童福祉司等のマンパワーに係る人件費
 - 予防接種、各種健診・検診などの予防医療や、高齢者の措置費、日常生活支援などの介護予防、幼児教育・保育など、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきもの
 - 地域の住民ニーズに対応するため実施せざるを得ない乳幼児・障害児（者）医療費助成や保育料の負担軽減、高齢者や低所得者が多いなど構造的な問題を抱えている国民健康保険の保険料軽減、地方公営企業法が想定している地域医療維持のための公立病院に対する負担など、法令等により義務付けられているものや住民生活に必要なものとして全国的に実施しているもの など
3. これら地方が社会保障において果たしている大きな役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、偏在性の小さい地方消費税の充実など安定的な財源確保を図ること。

地方単独事業全体

(うち「社会保障」分野に属さないもの)

出産祝い金、準要保護児童生徒援助・給食援助、通学バス運行事業費、勤労者住宅資金貸付預託金 等

「社会保障」分野に属するもの

(うち「給付」に該当しないもの)

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る事務費、
公立病院・診療所等の保険収入外の繰入、保健所、保健センター、各種団体補助 等

「給付」に該当するもの

社会保険4分野以外		社会保険4分野 (年金、医療、介護、子ども・子育て)	
強 ↑ 法令上の規定 ↓ 弱	義務規定	民生委員活動費 等	妊産婦健康診査 等
	努力義務規定	老人クラブ活動費 等	後期高齢者保健 (健康診査等)、医療安全支援 等
	その他の規定	ホームレス自立支援 等	老人日常生活用具・介護用品等支給、 公立幼稚園の運営費 等
なし	障害者施設利用者負担軽減 等	保育所 (公立・私立) の職員加配・人件費の上乗せ・ 保育料軽減、 乳幼児医療費助成、介護サービス利用者負担助成、 国民健康保険の一般会計繰入れ、 子どもに対する現金給付 等	

平成23年12月8日 国と地方の協議の場
社会保障・税一体改革分科会 (第2回)
厚生労働省提出資料より抜粋

※これらの事業には、交付税措置等がなされているものが含まれている。(例：妊産婦健康診査)